資源の総合利用のさらなる発展に関する意見

国務院が承認し国家経済貿易委員会等部門へ下達する 『資源の総合利用のさらなる発展に関する意見』の通知

国発[1996]36号

各省・自治区および直轄市の人民政府、国務院の各部委員会および各直属機関 宛 国務院は、国家経済貿易委員会、財政部および国家税務総局の『資源の総合利用のさらなる 発展に関する意見』に同意し、ここに公布するので、真剣に遂行されたい。

人口の増加および経済の発展に伴い、中国では資源の相対的不足という矛盾が日増しに顕著となっている。資源の開発とその節約の両立を守りながら、節約を第一に置かなければならない。生産、建設、流通、消費等の各領域ではいずれも、各種資源を節約して合理的に利用し、さまざまな手段を講じて資源の独占および浪費を軽減させる必要がある。

資源の総合利用の発展は、中国の重要な技術経済政策のひとつであるほか、国民経済および社会の発展においては、長期的な戦略方針のひとつでもある。資源の節約に関しては、環境を改善し、経済効果を向上させるほか、経済成長方式である粗放型から集約型への転換を促進して、資源の優先的配置および持続した発展を実現することがきわめて重要である。各地区および各部門は、「その土地に適した方法で、利用を奨励し、多くの方法について実際の効果に重きを置いて重点的に難関を突破し、一歩一歩推し広める」という方針を重要視し、これを堅持しなければならない。また、資源の総合利用と企業の発展、資源の総合利用と汚染の防止とをそれぞれ互いに結びつけることが、経済効率と環境効率および社会効率とを統合させるための原則である。資源の節約および総合利用に関する事業を積極的に推進して、資源の総合利用の水準を高めるよう努力することが、国民経済および社会福祉事業の発展を促進する。

中華人民共和国国務院 1996年8月31日

資源の総合利用のさらなる発展に関する意見

国務院 御中

『国務院が承認し国家経済委員会に下達する(資源の総合利用の発展に関する若干の問題の暫定規定)の通知』(国発[1985]117号)が公布されて以来、国家政策による奨励および指導のもとで、中国における資源の総合利用は一定の成果を上げている。ただし、資源の浪費が多く利用率が低いこと、廃棄物の総合利用および無害化処理の程度が低いこと等の問題が依然として認められる。経済成長方式の転換に適応して、持続可能な発展に必要な戦略方策実施するため、資源の総合利用事業を推進し、ここに以下の意見を述べる。

1. 資源の総合利用の範囲

資源の総合利用には主に、鉱物資源の採掘過程における共生鉱石(何種類かの鉱物を含む鉱石)と随伴鉱物とに対する総合開発および合理的な利用の実施、生産過程で生じる固形廃棄物、廃水(液)廃ガス、余熱、余圧等に対する回収および合理的な利用の実施のほか、社会生産および消費過程で生じる各種廃品に対する回収および再生利用の実施が含まれる。『資源の総合利用目録』は国家経済貿易委員会同国家計画委員会、財政部および国家税務総局が共同で発布し、実際の状況に基づいて改訂を行う。

2.優遇政策を実施して、企業が資源の総合利用を積極的に展開するように奨励および助成する

優遇政策が受けられる範囲は、『資源の総合利用目録』に基づく。現行の資源の総合利用に関する税収優遇政策は主に『企業所得税の若干の優遇政策に関する通知』(財税字[1994]001号)。「一部の資源を総合利用した製品等に対する付加価値税の優遇政策の継続に関する通知』(財税[1996]20号)。『廃品回収業を営む企業等に対する付加価値税の優遇政策の継続に関する通知』(財税字[1996]21号)。『固定資産税投資方向調節税「資源の総合利用および貯蔵施設」税目の税率の注釈の印刷および発布に関する通知』(国税発[1994]008号)等の文書に示されている。国家は今後、資源の総合利用に関する価格、投資、財政、融資等の優遇政策をさらに研究し、これを制定する。企業が関連優遇政策の獲得により減免された税金(費用)は、資源の総合利用以外には用いてはならない。

各地区および各関連部門は、企業が実施する資源の総合利用プロジェクトを重点的に助成し、優先的にプロジェクトを定める。銀行は融資政策に基づき、貸付金の割り振りを積極的に実施して支援する。資源の総合利用に関する資金の管理を徹底するほか、資金の使用効率を高めることも必要である。

- 3. 資源の総合開発および合理的な利用を徹底し、資源の浪費および環境汚染を防止する
- (1)鉱物資源の調査および採掘においては、開発利用価値を有する共生鉱石および随伴鉱物に対して統一した計画を立て、探査、評価、採掘および利用を総合的に行うこと。地質調査部門は、地質探査報告書に資源の総合利用に関する章(節)を設けなければならない。鉱山設計部門は、主に採掘する鉱物種類の採掘プランの設定と同時に、実行可能な共生鉱石および随伴鉱物の回収利用プランを提出しなければならない。
- (2)建設プロジェクト中の資源の総合利用工程は、主要な工程と同時に設計し、同時に施工、 稼働すること。原則として総合利用条件に関する項目を備え、その項目の提案書およびフィジビリティー・スタディの初歩設計にはいずれも、資源の総合利用に関する内容が含まれていなければならない。資源の総合利用に関する内容がない場合には、関連部門は審査 許可を拒否しなければならない。
- (3)企業はその生産過程において産生される廃棄物に対して、総合利用を積極的に展開しなければならない。利用条件が整っていない場合には、他の組織による総合利用の展開を支援するものとし、廃棄物の利用に対して、企業はしかるべき輸送補助費を支給しなければならない。利用可能な廃棄物を提供する企業と廃棄物を利用する企業の間で長期的な需要

供給契約を締結し、この契約を厳格に履行しなければならない。未加工または野積み廃棄する産業廃棄物に関しては、利用可能な廃棄物を提供する企業は、廃棄物を利用する企業から費用を受け取ってはならない。加工済の工業廃棄物に関しては、利用可能な廃棄物を提供する企業は加工コストおよび品質に基づき、利用可能な廃棄物を提供する企業の利益よりも廃棄物を利用する企業の利益の方が大きくなることを原則として、廃棄物を利用する企業から一定の費用を受け取る。

- (4)建設行政主管部門は、建築設計基準、施工の規範および要求等を応用して、企業が廃棄物を利用して生産した新型建築壁材の普及事業を積極的に支援すること。石炭灰および硬炭を山積みしている場所から 20km の範囲内には、固形粘土レンガ工場を新築および増築してはならない。条件によっては、既に建築されている固形粘土レンガ工場等の建材企業は、一定の比率で石炭灰と硬炭を混合して用いなければならない。また、道路、堤防および港の建設の工程には、一定の比率の石炭灰を混合して用いなければならない。
- (5)各工業主幹部門は、当該業種が使用する水の基準量および節水計画を制定し、使用する水を循環させることにより何度も使用する方法を採用して、水のリサイクル率を高めなければならない。水資源が不足している地域では、多量の水を消費する工業の発展を厳格に制限し、多量の水を消費する工業施設を新しく建設するプロジェクトについては、フィジビリティー・スタディに使用する水は特に項目を設けて論証しなければならない。

4.措置を講じて、発電所が生産する電力および熱力の総合利用を支援する

原則として、余熱、余圧、都市のゴミ、硬炭、泥炭等の低位発熱量燃料および炭層ガス を利用して電力および熱力を生産する企業(以下、総合利用発電所と略す)は、その機械 1 台あたりの容量が 500kW 以上であれば、併網(発電機の送電線を送電網に接続させる) 配置条件に適合するものとし、電力部門は併網を認可して、併網に関する協定を締結しな ければならない。また、併網のユニットに対しては、小規模火力発電ネットワーク付属費 の納付を免除するほか、査定したネットワーク電力量を優先的に購入しなければならない。 総合利用発電所のネットワーク電力料金は、原則として、同一ネットワーク、同質、同一価 格の原則により設定する。条件によっては、電力料金に差が認められてもよい。コストが 高い等の特殊な状況の下では、同一ネットワーク、同質、同一価格の原則を実行すること は不可能であるため、個別に定価を設定し、総合利用発電所に従って商業電力網経営企業 がプランを提出して、国家関連規定に基づき、省級以上の物価行政主管部門が審査の上許 可する。商業電力網経営企業は、総合利用発電所の電力量を購入することにより発生する 買電費用をコストに算入して、商業電力網経営企業の販売する電力料金を調整の基礎とす ることができる。総合利用発電所および商業電力網経営企業の電力供給量は同一の計量点 に基づいているため、電力量を月ごとに補い合って決算することができる。総合利用発電 所の発電力は、国家の配給計画には組み込まれていないことから、内部調整により使用が 可能である。電力部門は、商業電力網経営企業が当該企業に配分する電力量計画指標を差

し引いてはならない。

設備容量が 1 万 2,000kW 以下 (1 万 2,000kW を含む)の総合利用発電所は、電力ネット調整には参加しない。設備容量が 1 万 2000kW を超える総合利用発電所は、一定のピーク容量を調節することができ、フル発電が認められる。ただし低落時には、発電負荷が発電設備の定格動力の 85%を下回ってはならない。

5.管理を厳格にし、廃品回収およびリサイクルをはかる

企業は、廃品を回収、修理して利用する制度を確立しなければならない。当該企業が利用することができない廃品の場合には、廃品回収企業に積極的に売り渡さなければならない。廃品回収企業は購入方法を改善して、積極的かつ系統的に購入を行わなければならない。条件の整った企業は分類および加工を行うこと。

金属廃棄物の回収および加工生産を営む企業は、所在地の人民政府指定の業務主管部門が統一して印刷および製作した審査決定証明の審査および発給を経た後、公安部門に申告して特別業種許可証の発給を受け、さらに工商行政管理部門による営業許可証の発給を受けて、指定された経営品目範囲内で、金属廃棄物の回収および加工生産業務に従事してもよい。鉄道、鉱区、油田、港湾、空港、工事現場、軍事管制区域および金属製錬加工企業の付近には、金属廃棄物の購入所を設置してはならない。個人経営者が金属廃棄物の回収利用および生産加工業務に従事することは禁止されており、各地の人民政府は、現在金属廃棄物の回収利用および生産加工業務に従事している個人経営者を、直ちに取り締まらなければならない。公安機関は、廃品回収を営む企業に対して、法による監督を強化する必要がある。

廃棄自動車および明文化して淘汰することを定めた機械電気設備を農村および郷鎮企業に移して使用することを禁止する。原則として国家規定では、廃棄自動車の回収に組織および個人が従事することは許可しておらず、両者とも廃棄自動車を回収してはならない。車輌運行管理部門は、自動車タイヤの使用状況の検査を実施するほか、車輌を使用している組織に対して、適切な時期に新しいタイヤと交換するよう促さなくてはならない。

- 6.早急に法律を制定し、健全な管理制度を確立して、資源の総合利用事業を推進する
- (1)各地区および各部門は国家関連規程に基づき、地方の特色を生かした法規を積極的に制定して、資源の総合利用の規範化および法制化を促進しなければならない。
- (2)企業は、資源の総合利用の基本となる資源統計制度を展開する。企業は関連主管部門に対して、資源の総合利用に関する統計資源を定期的に送付しなければならない。
- (3)資源の総合利用の基本となる統計制度を徐々に確立する。企業は関連主管部門に対して、 資源の総合利用に関する統計資料を定期的に送付しなければならない。
- (4) 資源の総合利用プロジェクトにおける申告審査決定事業を強化する。関連部門は、プロジェクトの審査決定および管理を強化し、国家優遇政策を実行に移して、税制優遇を騙し

取る行為を防止しなければならない。

- (5)資源の総合利用に関する賞罰制度を設立する。顕著な成績を収めた組織および個人に対して、表彰および奨励を与え、関連規定に違反した者に対しては処罰を与える。下記の状況の企業に対しては批判を行うほか、期限を定めて整理改革する。
 - 1)条件によっては利用できる廃棄物を利用しない場合。廃棄物を利用しないか、または他の企業による利用を支援しない場合。
 - 2) 廃棄物の総合利用に関する契約の不履行または履行が不完全な場合。廃棄物の供給関係 を恣意的に中断した場合。
 - 3)規定通り関連資料を送付しない場合。
 - 4) 規定に違反して費用を徴収するか、または費用を徴収するように変更した場合。

7. 科学技術の進歩によって、資源の総合利用の技術水準を高める

資源の総合利用に有利となる技術開発および広く推し進めている技術経済政策を実行し、 国家資源総合利用技術発展目録を不定期に発行する。重要な資源の総合利用における科学 技術および技術開発に関する課題は、国家または地方の科学技術集中計画に組み入れ、真 剣かつ組織的に実施しなければならない。広範に応用される見込みのある成熟した技術に 関しては、模範事業を積極的に整え、産業化を徐々に実現させること。また、中国の国情 に合った資源の総合利用に関する先進技術を適宜導入し、組織力および科学技術力により 消化吸収して新機軸を打ち出す。技術市場を育成発展させ、技術コンサルタントおよび情 報サービスを展開して、科学技術成果の移転、普及および応用を促進する。

本意見は、国家経済貿易委員会が国家計画委員会、財政部、国家税務総局等の関連部門と 組織的に作成した。各省、自治区、直轄市および計画単列都市および国務院関連部門は、本 意見に基づいて具体的な実施方法を制定すること。

以上の意見に関して不適切な箇所がなければ、各地区および各部門に回覧審査の上実施されたい。

国家経済貿易委員会 財政部 国家税務総局 1996年8月9日